

電磁波測定結果報告書

令和3年5月7日

住民生活課

教育委員会総務課

<測定方法・条件など>

1. 測定日 令和3年4月26日(月)・27日(火)・30日(金)

2. 測定施設・箇所数

(住民生活課)

町内公共施設 6施設、24箇所・・・P1～2

(教育委員会総務課)

町内教育施設 6施設、17箇所・・・P3

3.測定方法

I E C (国際電気標準会議) で制定された、電力設備により発生した磁界に対する人体ばく露に関する測定方法の国際規格 I E C 62110 による。

(測定分類)

A : 空間的に均一な磁界の場合 (たとえば、架空送電線や架空配電線、施設内など) は、地表または建物内の床面から高さ 1.0m の 1 点での測定値を空間平均値とする。

B : 空間的に不均一な磁界の場合 (たとえば、地中ケーブルの上方や発電所、路上変圧器やケーブル立ち上がり部の側方等) は、地表または建物内の床面から高さ 0.5m、1.0m、1.5 m の 3 点でそれぞれ測定を行い、3 点の測定値の平均を空間平均値とする。

C：磁界発生源から近い場合（小・中学校PC電源BOX前）
は、発生源から0.2m、1.0m、2.0mとする。（※一般財団法人
電気安全環境研究所 電磁界情報センターによる）

4. 測定機器

J I S C 1 9 1 0 「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定—測定器の特別要求事項及び測定の手引き」の規格適合機器

※メーカー：K a i s e, 型番：S K - 8 3 0 1

※電磁波に対する国の規制値は、 $200\mu\text{T}$ （マイクロテスラ）【経済産業省の基準】であり、今回測定した各施設の測定値は、国の規制値を大幅に下回っています。